

自動車関係手続における電子情報処理組織の活用のための道路運送車両法等の一部を改正する法律要綱

第一 道路運送車両法の一部改正

1 民間機関が交付する証明書の提出の簡素化

一 自動車の新規登録等の申請をする者は、申請の際に提出することとされている譲渡証明書、完成検査終了証、保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項が2の登録情報処理機関に提供されたことを申請書に記載することをもって当該証明書の提出に代えることができることとする。

(第七条第四項、第五十九条第四項及び第九十四条の五第九項関係)

二 自動車を譲渡する者は、譲渡証明書の交付に代えて、当該譲受人の承諾を得て、当該譲渡証明書記載すべき事項を電磁的方法により2の登録情報処理機関に提供することができることとし、当該譲渡証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該自動車を譲渡する者は、当該譲渡証明書を当該譲受人に交付したものとみなすこととする。

(第三十三条第四項及び第五項関係)

三 自動車の型式の指定の申請をした者は、その型式について指定を受けた自動車に係る完成検査終了証の発行及び交付に代えて、当該自動車の譲受人の承諾を得て、当該完成検査終了証に記載すべき事項を電磁的方法により2の登録情報処理機関に提供することができるとし、当該完成検査終了証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該自動車の型式の指定の申請をした者は、当該完成検査終了証を発行し、これを当該譲受人に交付したものとみなすこととする。

(第七十五条第五項及び第六項関係)

四 指定自動車整備事業者は、自動車に係る保安基準適合証又は限定保安基準適合証の交付に代えて、当該自動車に係る依頼者の承諾を得て、当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項を電磁的方法により2の登録情報処理機関に提供することができることとし、当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該指定自動車整備事業者は、当該保安基準適合証又は限定保安基準適合証を当該依頼者に交付したものとみなすこととする。

(第九十四条の五第二項及び第三項並びに第九十四条の五の二第二項関係)

国土交通大臣は、譲渡証明書等に記載すべき事項の提供を受け、当該提供をした者についての確認を行い、及び国土交通大臣の照会に対して回答する業務を行おうとする者の申請により、当該者が一定の基準を満たす場合には登録情報処理機関として登録することとし、所要の監督を行うこととする。

（第九十六条の二から第九十六条の十四まで及び第百条第一項関係）

3 自動車税等の納付に係る書面の提示の簡素化

自動車の継続検査の申請をする者が行うこととされている自動車税等の滞納がないことを証する書面の提示については、当該書面の提示に代えて、国土交通大臣が当該自動車税等を課した地方公共団体にその額の納付の有無の事実を確認することにより行うことができることとする。

（第九十七条の二関係）

4 手数料の納付方法に係る規定の整備

電子情報処理組織を使用して自動車の新規登録等の申請等をする者が、国土交通省令で定める期間内に手数料を納付しないときは、国土交通大臣は、当該申請等を却下することができることとする。

（第百二条第三項関係）

5 回送運行許可期間の延長等

回送運行の許可を営業所単位から事業者単位に変更するとともに、回送運行の許可及び許可証の有効期間について、それぞれ五年以内及び一年以内に延長することとする。 (第三十六条の二関係)

6 その他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うこととする。

第二 自動車損害賠償保障法の一部改正

自動車の新規登録等に係る処分を受けようとする者は、保険会社に委託して、自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項を電磁的方法により前記第一の2の登録情報処理機関に提供することができることとし、当該自動車損害賠償責任保険証明書に記載すべき事項が登録情報処理機関に提供されたときは、当該処分を受けようとする者は、当該自動車損害賠償責任保険証明書を当該行政庁に提示したものとみなすこととする。 (第九条関係)

第三 自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正

1 自動車の保管場所の確保を証する書面の提出の簡素化

自動車の新規登録等に係る処分を受けようとする者は、警察署長に対して、当該自動車の保管場所の確保を証する書面に相当するものとして政令で定める通知を当該行政庁に対して行うべきことを申請したときは、当該行政庁に対する当該書面の提出を行わなくてもよいこととし、当該行政庁は、当該書面の提出又は当該通知がないときは、当該処分をしないものとする。

(第四条関係)

2 その他

所要の罰則を整備することその他所要の改正を行うこととする。

第四 使用済自動車の再資源化等に関する法律の一部改正

自動車登録ファイルへの登録又は自動車検査証の交付を受けようとする者は、資金管理法人に委託して預託証明書に相当する通知を前記第一の2の登録情報処理機関に対して行ったときは、当該預託証明書を国土交通大臣等に提示したものとみなすこととする。

(第七十四条関係)

第五 附則関係

1 施行期日

この法律は、平成十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日から施行することとする。

と。ただし、第一の2（登録情報処理機関）のうち罰則に係る部分以外の改正及び5（回送運行許可期間の延長等）の改正は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

（附則第一条関係）

2 この法律の施行に伴う所要の経過措置について定めることとする。

（附則第二条から第八条まで関係）